

弁護士をもっと身近な存在に

Vol.24

静岡県弁護士会通信

発行 2021年 秋号



静岡県弁護士会

Shizuoka Bar Association



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>

1 成年年齢引き下げとは

日本では従来より成年年齢を20歳としてきましたが、このたびの民法改正により、その年齢が18歳に引き下げられることになりました。

2022年4月1日をもって、18歳以上20歳未満の方は、みなさんの誕生日に関係なく、一斉に成年になります。

なぜこのような成年年齢引き下げが行われるかという、背景には、少子高齢化による社会で活躍する「成年」人口の低下、選挙権年齢の引き下げ、諸外国と足並みをそろえるといったことがあります。

これにより、18歳以上で20歳未満の方々は、今まで自分だけではできなかったことが自分だけでできるようになる一方で、新たな様々なリスクを負うことになります。

2 未成年者を守る「ルール」

ここで、「成年」とは二つの意味があります。一つは自分の力だけで契約ができる「契約年齢」と、もう一つは親の保護下（親権）から外れるという「親権の対象から外れる年齢」という意味です。

未成年の方は、この二つの意味から「親等から処分を許された財産の範囲内（例えばお小遣い）の契約等は一人で結ぶことができる、一方でそれを超える買い物などは親等の同意がなければ取り消すことができる」とされています。

裏を返せば、成年になるとこのルールが適用されない、つまり法律が守ってくれなくなるのです。

3 消費者被害増加の不安

成年年齢引き下げにより、様々なトラブルが増えると予測されています。それは今まで未成年であった「18歳以上20歳未満の方」が詐欺や悪徳商法などのターゲットにされやすいためです。

「18歳以上20歳未満の方」というと、社会では大学生や就職して間もない方がほとんどだと思います。

そして、社会の仕組みなどをまだ十分に理解しているというわけではなく、先輩後輩・友人・恋人といった人間関係の影響も受けやすい年齢です。

そのような未熟さにつけ込む詐欺や悪徳商法が横行するおそれがあります。今までは先ほどの「ルール」が守ってくれましたが、2022年4月1日からは守ってくれません。

4 消費者教育の大切さ

そのような被害（消費者被害といいます。）を防ぐために、弁護士はもとより、行政、地域の方々とも一丸となって、「未成年」のころから消費者教育を行い、**成人**になるみなさんの意識を高めていただき、消費者被害の防止に努めていかなければいけません。

今後も、当会は、当会消費者問題委員会を中心に、新**成人**またはこれから**成人**になる方向けの消費者教育を推進していきます。



自然災害の被災に賢く備える 支援制度を学ぶわかりやすいツールのご紹介

どんなに有益な支援制度も、被災者が自ら申請しなければ使えません。そのため、被災者には、支援制度の知識と、自分が使える支援制度を見極める賢さが求められます。その知識の備えとして、現在、県内各地で、自治体とも連携して、支援制度を活用しながら生活再建をするボードゲームや講座を実施しています。機会があればぜひご参加下さい。「被災者生活再建カード」のページでは、実際のゲームの様子を動画でみることもできます。ゲームができなくても、ここでご紹介するカードを日頃から眺めておき、どんな支援制度があるのか、誰が使えるのかなど、知識の備えをしておきましょう。そして、被災してしまった場合には、再度カードを活用するとともに、支援制度について弁護士会にも遠慮なくご相談ください。（弁護士永野海）

被災者生活再建カード（ゲーム）

被災者生活再建カード（ゲーム） 日本の代表的な支援制度をまとめたカードです。被災前は、ボードゲーム形式で支援制度の活用を学びます。被災後は、実際に自分が使える支援制度を台紙に貼り、支援の「見える化」をしましょう。被災地では弁護士が実際にカードを貼り、助言とともに被災された方にお渡ししています。

	カードを使って上手に生活再建！				ピンクのカードには、利用に協力(収入)条件があります。 ①他のカードには、最終的な返済やその他の支援を自由に選択できます。	令和3年4月現在 ※内容は変更される可能性があります。詳しくは各カードの裏面をご覧ください。
災害直後	遊戯所  施設から数ヶ月の利用費(無料)	ボランティア専門家支援  片付け・仕分けなど様々な活動のご依頼	応急修理制度  早急以上 5万~10万円 最大額 300,000円	基礎支援金  申請・審査・支払総額 100万円 大規模な家 50万円	火災(地震)保険・共済  火災保険だけでは足りない被害の被害補償なし	
	仮設住宅  原則 2年以内 退去義務 半ばまで入居可能性	義援金  家族の死や障害 被害の程度により 受けとれる	自治体の救済支援  自治体により支援 の種類・内容が異なるので確認が必要	災害害慰金  家財の喪失時に適用 上限：500万円 実給 又は 250万円 実給	災害援護資金貸付  1年以上以上の被害 認定受審者、住居等 第二の住まい 350万円 貸付	雑損控除(災害減免法)  経理・損害・その他 などの被害中に 発生した災害で 家が壊滅する
数か月後	公費解体  半壊以上の被害者 一部全壊者を対象 で解体・廃棄	加算支援金  被災世帯別加算支援金 支給決定 建設・購入 200万円 修繕 100万円 総計 300万円 ※その他申請書提出の上 で交付可能	被災ローン減免制度  住宅、車庫、倉庫 などの個人ローンの 残高の一部	リバースモーゲージ  60歳以上なら、不動産を担保に、お金の融通が可能	災害復興費用低利融資(借倒し・借倒し)  申請・購入者は、申請・購入は一部無償で上記条件	災害営繕住宅  収入に応じて賃貸は可能、物件数は家賃が特別安い
	そのカードから得られる金額 万円	100万円	万円	万円	万円	➡ 100万円
災害直後	この時の生活再建用  期間 1年 施設から数ヶ月の利用費(無料)	ボランティア専門家支援  片付け・仕分けなど様々な活動のご依頼	基礎支援金  申請・審査・支払総額 100万円 大規模な家 50万円			ライフスタイル(LS)カード(1種類) ↓  安心な家
	50万円	20万円	100万円	10万円	万円	➡ 250万円
数か月後	この時の生活再建用  期間 1年 施設から数ヶ月の利用費(無料)	義援金  家族の死や障害 被害の程度により 受けとれる	自治体の救済支援  自治体により支援 の種類・内容が異なるので確認が必要	災害援護資金貸付  1年以上以上の被害 認定受審者、住居等 第二の住まい 350万円 貸付	雑損控除(災害減免法)  経理・損害・その他 などの被害中に 発生した災害で 家が壊滅する	ライフスタイル(LS)カード(2種類) ↓  便利な家賃
	50万円	200万円	万円	300万円	万円	➡ 500万円
その後	最終的な住まい  家賃 1万円 退去義務あり	公費解体  半壊以上の被害者 一部全壊者を対象 で解体・廃棄	加算支援金  建設・購入 200万円 修繕 100万円 総計 300万円 ※その他申請書提出の上 で交付可能	被災ローン減免制度  住宅、車庫、倉庫 などの個人ローンの 残高の一部	リバースモーゲージ  60歳以上なら、不動産を担保に、お金の融通が可能	当初の家賃 300万円 ①へ向けた合計額を記入 最終合計 1150万円
	万円	200万円	万円	300万円	万円	➡ 500万円

被災者生活再建カードのダウンロード
<http://naganokai.com/card/>



被災者支援カードのダウンロード
<http://naganokai.com/s-card/>



被災者支援カード

被災者支援カード 特に大切な9つの支援制度について、詳しく解説したカードです。日頃から眺めておき、日本の支援制度のイメージを深めましょう。被災後は、自分が使える支援制度だけを切り取り、紙に貼っておきましょう。裏面は、どの罹災証明（全壊、半壊など）をもらったら、どの支援制度が使えるかがわかる表です。

[illegible]

各種法律相談のご紹介

2021.11.4現在

新型コロナウイルスの流行状況により各種相談に変更がある場合があります。
まずは、最寄りの弁護士会各支部宛までお問い合わせください。

新型コロナウイルスに関する無料電話相談実施中！
TEL054-204-1999 又は弁護士会ホームページで受付

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が交代で相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5,500円（税込）

民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

●静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時

●浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時

月・水・金曜日 午後1時～5時

●沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分

●掛川法律相談センター

※浜松支部にて予約受付

毎月第3水曜日 午後1時～4時30分

●下田法律相談センター

※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時

静岡・浜松・沼津では、
原則第3土曜の午前も
相談を実施中！
予約は平日お電話で。

高齢者・障害者相談 無料

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介いたします。

■相談時間 60分まで

■相談日時

●静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時

●浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し

原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行っています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

犯罪被害者相談 初回無料

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談（刑事手続参加、加害者対応等）をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

■相談日時

●静岡支部 ●浜松支部 ●沼津支部

相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を

決定（場所は原則として担当弁護士事務所）

交通事故相談（（公財）日弁連交通事故相談センター※） 無料

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスをいたします。公益財団法人 日弁連交通事故相談センターが運営する事業です。

※当センターは、国（国土交通省）からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時 右のとおりです。詳しくは、担当の支部（静岡相談所→静岡支部、浜松・掛川相談所→浜松支部、沼津・三島・伊東・下田相談所→沼津支部）へお問い合わせください。

クレジット・サラ金相談

無料

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。

破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間

■相談日時

●静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時

毎週火・木曜日 午後1時30分～4時

毎週金曜日 午前10時～12時

午後1時30分～4時

●浜松支部 毎週月・水・金曜日 午後1時30分～5時

毎週火・木曜日 午前10時～12時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談 初回無料

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介します。

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。

資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、
土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。



静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848